

御意見	御意見に対する回答
<p>検査において穀粒判別器で着色粒の混入割合を判定する場合、「国内産農産物の被害粒等の取扱いについて」によると、通常のとおり精によって着色(1mm以上)が除かれないものとなっている。穀粒判別器にその判別性能があるのか否か、ない場合は適正な判定が出来ないのではないか。</p> <p>死米混入測定に穀粒判別器を活用対象にされる考えであるが、現場感覚としては穀粒選別機の網目が1.8~1.9mm使用が一般的であるので受検米には殆ど混入しないため実用性は皆無となります。</p>	<p>平成26年度以降に開発が進められてきた新型の穀粒判別器は、農産物検査に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第213号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。)別紙5国内産農産物の検査実施マニュアルⅢの第3の2の(2)に規定する限界基準に該当する着色粒を判別可能な機構(着色粒を機器内で撮影した画像を基に玄米表面の着色の大きさや濃さ等の多角的な視点から判別)を備えていると理解しています。</p> <p>これに加えて、着色粒の鑑定に活用することができる穀粒判別器については、基本要領を改正し、国により、目視による鑑定と同様の結果が得られることが確認された機器のみとします。</p> <p>現在の農産物検査において、死米を理由として2等以下に格付けするものが存在するため、穀粒判別器を活用することは実用性があると考えています。</p>
<p>包装されている水稲うるち玄米を穀粒判別器で測定する場合、試料採取を現在の標準抽出方法の改正を検討されていることは承知していますが(100袋で18袋の抽出個数では測定に時間がかかりすぎる)、検査荷口の品質の均質性の確認後、複数数点を合成縮分して試料採取するような方法は検査の効率化(てまひまかかる)にそぐわないため、絶対にしないで下さい。もし、複数数点を合成縮分して試料採取するような方法を採用した場合、検査現場では穀粒判別器の活用は皆無となります。</p>	<p>農産物検査における抽出方法については、穀粒判別器を活用するかどうかに関わらず、標準抽出方法(平成13年3月22日農林水産省告示第443号)で定めたとおりです。</p>